

阿智村教育委員会 令和7年10月定例会会議録

- 会議日時 令和7年10月23日(木) 午後1時30分
- 会議場所 阿智村中央公民館 会議室
- 出席者 教育長：黒柳紀春 教育長職務代理：原 勝人
委 員：熊谷 均 委 員：塚田宏子 委 員：片桐瑞木
【事務局】
教育次長：實原信夫（全体進行）
こども家庭センター長：島岡佐喜子 社会教育係長：中里信之
保育園総園長：沖村信繁 学校教育係：村田浩一
学校教育専門主事：松澤 徹 学校教育専門主事：川上清宏
学校教育専門主事：佐々木豊
(欠席)
英語教育専門員：両角明浩

1 開会

2 教育長あいさつ

- (1) 村内職員研修のあり方について（信濃毎日新聞10/13参照）
- (2) 熊の目撃情報に対する学校行事の対応について
- (3) その他

3 議事事項

- (1) 阿智村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- ・保育園総園長説明

(原 勝人 委員)

この通園制度はどのぐらい前に申し込めば対応できるか想定されていますか。普段は通ってない方が急な申し出より、例えば3日くらい前までに申し込みがあれば対応していただけるのか、そんな想定があるのか教えていただきたい。

(保育園総園長)

今回の条例案は基準ということで、運営については今後要綱で定めさせていただく際にまた相談させていただくことになります。今、事務局で仮に想定している要綱案は、受け入れ定員を定め、休日を除いた前日から3日以内、これは現場の先生たちとすり合わせをする中で、どこまで受け入れられるか職員の体制を整える必要がありますので、これから現場の先生たちと検討していきます。

(教育長)

今後、要綱で決めていくわけですが、保護者負担はどのくらいでしょうか。

(保育園総園長)

令和7年度のこども誰でも通園制度においては、国から利用料300円が基準とありますので、多くの市町村が利用料300円で運用しています。ただ、令和8年度以降については国からまだ利用料の基準額が示されていない状況です。全国一律の制度であり、阿智村だけの子どもたちを受け入れるのでなく、広域的な受け入れも始めていかざるを得ないので、国の基準を参考にするところが多いです。

(教育長)

来年4月からの施行ですが、今のところまだ具体的な要綱の内容が国から示されていません。村としてすべきことは進めていくとのことで条例（案）が出されたということです。

(塚田宏子 委員)

利用できるのは今ある施設全部の保育園でしょうか。

(保育園総園長)

こども誰でも通園制度は全国で始まる制度です。各市町村で受け入れる体制を整えればよいとなっています。阿智村は、職員体制的に全部の保育施設で受け入れるのは難しい状況です。今の想定では6ヶ月から10ヶ月前のお子さんは保健センターで、10ヶ月から3歳未満児はあふち保育園での受け入れと考えています。

(熊谷 均 委員)

現状、6ヶ月から3歳未満の子どもで、保育園に通園していない子どもは何割くらいでしょうか。

(保育園総園長)

この間の年齢で言いますと約半分以下、4割ほどが通園していません。これまでの状況を見ますと、今後、年を追うにつれて保育園に入ってくる割合は増えていきます。しかし、子どもの数は減っている傾向で、保育園に入られるお子さんの数は変わらないと思うので、通園しない子どもの割合は減る予想です。

(教育長)

他にご質問ご意見はいかがでしょうか。条例でありますので、最終的には12月議会で議決をいただくものであります。その前に、教育委員会でご意見を伺うため議事事項として提出しております。国が基準を示しているものであり、それに準じて阿智村でも肃々と進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、要綱が国から示されれば、こちらも作っていきます。

それでは教育委員会としては、阿智村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてはご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

・承認

4 協議事項

(1) 学校のあり方検討委員会の進捗状況について

・松澤学校教育専門主事説明

(教育長)

始めにパブリックコメントと各地区懇談会の内容、そして全体懇談会での内容について説明がありました。ここまでのご意見、感想も含めてございましたらお願いします。

(原 勝人 委員)

清内路地区の懇談の様子を見ていますが、後半の方では絶対反対という意見ではないというようなご意見も入っています。懇談会の雰囲気、様子をお話いただきたいのと、統合のC案を考えていこうとの意見があったのか、なかったのか教えてください。

(松澤学校教育専門主事)

清内路地区で申し上げますと、学校あるいは地域を大事にしていきたいというご意見がありました。懇談会の後半では保護者世代の方もご発言いただいて、やっぱり学校がなくなってしまうのは悲しい、残してもらいたい、っていうようなご意見がこの時点では出ていたと思います。後日の全体会にも清内路地区のお母さん方が何人も来ていただいて、伏木先生の話を聞いて、C案にだいぶ納得され理解をいただいたような感じでした。パブリックコメントの最後のあたりですが、清内路地区の方の意見で、学校の統合は悲しいけれどもう前に進んでいかなきゃいけないんじゃないかな、とあります。これについては、伏木先生の話がよくわかったので、理解をしたっていうような、そんな回答や投稿のご意見をいただいている。いろいろな話を聞く中で少しずつ、もうこれは統合ということを考えていく。ただ、清内路地域との関わりの良さについては、今度は村全体として残していくという意見に変わりつつある、変わってきたているのかと思っています。

年配の方が地域のことを心配されるところは、清内路地区にしても浪合地区にしてもありますが、保護者世代はC案に理解をしていただいている、そんな感じです。

(塙田宏子 委員)

皆さん、ある程度C案で理解してくれているのだろうとのことで、年配の方の気持ちはわかるので、統合後の小学校をどういうふうに活用していくのか、地域を放つておくのではなく、村はどんな支援をして小学校を使った活性化をどうしていくのか一緒に考えていいかなと思います。

私が知っている浪合地区のお母さんですが、やっぱり息子は1人じゃなく友だちと一緒に生活させたいと言っています。今後の小学校の保護者懇談会のでもそういった意見がたくさん出るかと思います。確かに小学校を残したいとの感情は十分わかるけれど、これから育っていく子どもたちとその保護者のことを考えたのがC案である、と伝えていっていただけたらと思います。

(原 勝人 委員)

今、塙田委員が言われたように、保護者からの意見の、自分の子どものことを考えたら少数より大勢の中で育てたいのは理解できますが、年配の方の声を簡単に切ってしまうのではなくて、そういう人たちがそれでも将来のことを考えれば統合が

必要なだなと言つてもらえるような、そのところも大変ですが、もう一押していただく。もう一度、声を拾い上げていただいて、簡単に大勢とか若い人の意見だけで決めていくのは、押し切れるかもしれません、出された他の意見も大事にしていく中で、C案で踏み出していきたいと思えるように、一押ししていただけないかなと思います。少しでもご理解いただければ動きやすいのではないかと思います。

(片桐瑞木 委員)

懇談会の様子をオンラインで参加できれば、もう少し参加者も増えてきたりするのかなと思いましたが、難しいですかね。

(松澤学校教育専門主事)

できないことはないと思いますが、10月18日に行った全体懇談会がそんなふうにできたとも思いました。これから各小学校での保護者を対象にした懇談会については、参観日等なるべく大勢集まれる日を設定いただいているので、オンラインをしなくても集まつていただけると思っています。また、何か全体で講演会とか全体の運用のときにオンラインかビデオ撮影し、後から放送するようなことを考えていきたいと思います。

(教育長)

オンラインや録画を行う場合は、事前にそれを周知しておかないと、中には発言された方が村中に放映されるのを望まない方もおられるかと思いますが、できるだけそのような機会も検討していく必要があるかと思います。

(熊谷 均 委員)

先ほど言いましたけども、各地区で懇談をしていただいて、ここでまた保育園と小学校の保護者の懇談会を開催することは、やっぱり丁寧な説明の機会を教育委員会が設定していただけることは大変ありがたいことだと思います。懇談会に出席できない時もあるし、色々な事情があるので、保育園と小学校の保護者の懇談会を行ってもらえたと、出席して意見を出せる機会になるのでありがたいと思います。

(教育長)

保育園と小学校の保護者懇談会と村政懇談会で出されたご意見につきましては、また11月、12月の定例教育委員会で報告しますのでご意見よろしくお願ひします。

(2) 阿智村保育所における休所の基準に関する要綱（案）について

・保育園総園長説明

(教育長)

前回の説明から「第3条 周知について」を追加させていただいたという説明でした。これについてはいかがでしょうか。特にご異議なしということでよろしいでしょうか

(各委員)

・承知

(3) 阿智村保育所通所補助金交付要綱（案）について

・保育園総園長説明

(教育長)

前回、要綱案の概要を説明させていただきご意見を伺っているわけですが、今、担当から説明があったように、その後浪合自治会役員会に伺ってお話をさせていただいたところ、いろいろなご意見を頂戴しました。そのため一旦案を持ち帰つてもう一度検討させていただくことになりました。事務局内で再検討し、本日午前の課長会で修正した要綱案を説明して理解をいただいております。変更点は第2条の3号、保育所までの距離が5キロ以上だった箇所を2キロ以上に変更したこと。また、第3条 補助金の額を片道1キロメートル当たり月額1,000円であったものを月額1,500円に増額したこと。同じく3条の3項において、燃料費等に大きな変動を生じた場合は、必要に応じて補助額の見直しを行うことができる、という条項を入れました。ご質問ご意見あわせてお願ひします。

(熊谷 均 委員)

片道1キロメートル当たり月額1,500円で請求書を提出するということですが、実際の送迎した日数で請求するということでしょうか。

(保育園総園長)

補助金額は実費相当額であり、実費額は登園した、登園しなかったということも考えられますが、距離から計算する月額固定で考えています。

(熊谷 均 委員)

例えば片道10キロだと月にいくら補助金を交付するのでしょうか。

(保育園総園長)

仮に片道10キロでありますと、1キロメートル当たり1,500円で1万5,000円が毎月支給になります。

(原 勝人 委員)

金額は2往復を想定されている金額ですか。

(保育園総園長)

想定の試算では実費相当額として、通所日数が22日、2往復、燃費は1リットル当たり10キロメートル、ガソリン単価180円で計算しています。月額の単価1,500円を、それぞれの住所地から通所保育園までの距離によって試算して支給する考えです。

(教育長)

その他、いかがでしょうか。

(片桐 瑞木 委員)

住所地から通所する保育園までの距離が5キロから2キロに変わった経緯を教えてください。

(保育園総園長)

多くの通勤手当が2キロ以上から支給されていることに倣って、2キロ以上とさせていただきました。補助金対象の根拠としてのわかりやすさを重視させていただきました。

(教育長)

これから流れですが、本日定例教委でご意見をいただきました。今後、浪合自治会役員会に伺い、この案を説明・確認させていただきます。それを受け 11月

の議会総務常任委員会に諮ってまいります。阿智村保育所通所補助金交付要綱につきまして、定例教委ではご理解いただいたということでまとめさせていただきます。

5 報告・連絡事項

(1) 各係より

- ① 阿智中学校キャリア・メッセについて（学校教育係）
- ② 秋季教員研修会のまとめについて（学校教育係）
- ③ 阿智村アカウントのパスワード変更について（学校教育係）
- ④ 公民館関係各種行事について（社会教育・公民館係）
- ⑤ 飯伊市町村教育委員会連絡協議会秋季研修について（11/7 上郷公民館 総務係）

(2) 11月定例教育委員会開催日 11月21日（金）午後1時30分

6 閉会

（午後3時13分）

教育長・教育委員 署名／捺印